

ごみ減量・資源化推進検討委員会（第1次～第3次）の経過

1 ごみ減量・資源化推進検討委員会（第1次）

(1) 答申概要（平成6年4月） ※詳細は、別紙1参照

- ア 空き缶・空きびんの分別回収
- イ リサイクル奨励基金制度の創設
- ウ 指定袋の導入と有料化

(2) 答申を踏まえた市の対応

ア 空き缶・空きびんの分別回収（別紙1：P3）

従前の分別区分は「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ」の3分別であったが、平成6年7月から「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、かん・びん」の4分別に変更した。

イ 資源回収団体奨励金制度の創設（別紙1：P4）

平成6年4月に、資源の回収を継続的に行う市内の行政区、公民館、子ども会、婦人会、PTA、老人クラブ等の営利を目的としない団体が、古紙（新聞、雑誌、ダンボール）を回収した場合、重量に応じて、市から奨励金（5円/kg ※現在は7円/kg）を交付する制度を創設した。

ウ ごみの有料化指定袋の導入と有料化（別紙1：P4）

田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、平成8年4月からごみの有料化を実施した。料金は下表のとおり。

なお、有料化実施後、約15%（収集分に限る。）のごみ減量化の効果があつた。

区分		金額
可燃ごみ	指定袋（大）	40円/枚
	指定袋（中）	30円/枚
	指定袋（小）	20円/枚
かん・びん	指定袋	30円/枚
不燃ごみ	指定袋	30円/枚
大型ごみ	シール	100円/枚

2 ごみ減量・資源化推進検討委員会（第2次）

(1) 答申概要（平成15年3月） ※詳細は、別紙2参照

- ア 生ごみの減量化・堆肥化
- イ ごみの分別収集
- ウ ごみ袋等の単価の改正
- エ モデル地区の指定
- オ 市販ごみ袋でのごみ排出の廃止
- カ 資源化等の助成事業の実施

(2) 答申を踏まえた市の対応

ア 生ごみ処理機購入費補助金制度の創設（別紙1：P2）

平成15年8月に、一般家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機を購入した者に対して、購入金額の2分の1（上限20,000円）を補助金として交付する制度を創設した。

イ ごみの分別収集（別紙1：P2）

平成19年10月に、分別の区分を「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、かん・びん」の4分別から、「可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、かん・びん、ペットボトル、その他プラスチック」の6分別に変更した。

ウ ごみ袋等の単価の改正（別紙1：P3）

4分別から6分別に変更になったのに伴い、かん・びんのごみ袋を半額（大：30円→15円、小：20円→10円）にした。また、大型ごみシール（の金額）を1種類から2種類に変更した（100円→100円、300円）。

エ モデル地区の指定（別紙1：P4）

ごみの分別数変更（4分別⇒6分別）に伴い、市内の2地区をモデル地区に指定し、収集方法等の検討を行った。

オ 市販ごみ袋でのごみ排出の廃止（別紙1：P4）

平成19年10月にごみ札（市販ごみ袋に貼付してごみを排出）の廃止

カ 資源化等の助成事業の実施（別紙1：P5）

平成15年8月に、資源回収団体奨励金制度の奨励金単価を5円/kgから7円/kgに増額した。

3 ごみ減量・資源化推進検討委員会（第3次）

(1) 審議経過

- ア 第1回 平成25年11月 ①スケジュール、②ごみ処理の現状
- イ 第2回 平成26年 3月 ①視察（直方市、北九州エコタウン）
- ウ 第3回 平成27年 2月 { ①これまでの減量化の取組み
②田川市一般廃棄物処理基本計画
③田川市新ごみ処理施設整備等検討委員会答申
④今後の減量化推進に向けた方針の検討

(2) その後の経過

新ごみ処理施設の建設に係る方針の見直しに伴い、審議を中断していたが、今般、改めて委員を選任し、新たなごみ減量化・資源化推進検討委員会（本委員会）を設置した。